

神奈川県と株式会社 Huber. との間における 外国人観光客のおもてなし向上に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社 Huber.（以下「乙」という。）は、神奈川県の外国人観光客のおもてなし向上を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図りながら、外国人観光客のおもてなし向上を推進することによって、外国人観光客の県内周遊の促進及び満足度向上並びに県内観光ガイドの充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 外国人観光客と観光ガイドのマッチングサービス（以下「マッチングサービス」という。）の提供に関すること
- (2) マッチングサービスの利用促進に関すること
- (3) マッチングサービスによる新たな観光資源の発掘・磨き上げに関すること
- (4) その他、県内における外国人観光客のおもてなし向上に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

（役割分担）

第3条 本協定に基づき、甲又は乙は、それぞれ次の役割を担うものとする。

- (1) 甲は、県内のガイド候補者に対し、マッチングサービスへの登録を推進すること
- (2) 甲は、甲のウェブサイトと乙のウェブサイトを連携させ、外国人観光客に対し、マッチングサービスへの誘導を促進すること
- (3) 甲は、観光展やウェブサイト等において、マッチングサービスの利用を促進すること
- (4) 乙は、甲のウェブサイトからアクセスする利用者に向けたウェブページを作成すること
- (5) 乙は、ラグビーワールドカップ 2019TM及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中、ボランティアによるガイドツアーが実施できる仕組みを構築すること
- (6) 乙は、マッチングサービスを運用すること
- (7) 乙は、本協定の連携事項に基づき提供するマッチングサービスの利用状況やガイドからのフィードバックにより入手した外国人観光客のニーズ等の情報を甲に提供すること
- (8) その他、甲乙協議の上、合意して定めた事項

(本協定の変更又は解約)

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解約を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更又は解約することができる。

(機密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の営業上・技術上の機密情報を、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、本協定の履行目的以外に使用せず、開示当事者の書面による事前承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知または自ら保有していたもの
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの
- (4) 相手方の機密情報によらず独自に開発したもの
- (5) 法令の規定に基づき裁判所または官公庁より開示することが義務付けられたもの

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 甲及び乙は、本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定事項を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県鎌倉市小町2丁目14番7号
株式会社 Huber.
代表取締役 CEO 紀陸武史